地域医療人材拠点病院支援事業補助金の運用方針

平成 30 年医確第 52 号　制定
令和２年医看第 89 号　一部改正
令和３年医看第 92 号　一部改正
令和６年医看第 87 号　一部改正
令和８年医看第 213 号　一部改正

地域医療人材拠点病院支援事業補助金については、地域医療人材拠点病院支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、以下の基準に基づき実施するものとする。

１　交付要件

（１）　県と協議の上、医師不足が深刻な県内の小規模病院等に対して医師派遣を行うとともに、本事業の目的の達成を図るため、新たな派遣先の増加にも努めること。

（２）　幅広い診療能力を有する医師（総合内科、総合診療科等）の養成のための取組を行うこと。

（３）　医師の勤務負担の軽減等、医師が働きやすい環境整備を推進する取組を行うこと。

２　交付要綱第４条第２号（小規模病院等への医師派遣）について

（１）　補助の対象について

ア 医師少数区域の暫定的取扱い

交付要綱別表２における医師少数区域に北信医療圏を含めるものとする。ただし、この取扱いは第８次（前期）長野県医師確保計画の計画期間（令和６年度を初年度とし、令和８年度までの３年間）に限る。

イ 派遣先となる小規模病院等の対象範囲

対象範囲は以下の表のとおりとする。なお、医師少数区域の取扱いは、（１）と同様とする。

派遣先となる小規模病院等 が所在する区域（二次医療圏）	公立・公的 医療機関	民間病院	民間診療所
医師少数区域以外の区域(佐久、諏訪、松本、大北及び長野)	○	○	×
医師少数区域（上小、上伊那、飯伊、木曽及び北信）	○	○	○

ウ 補助対象とならない医師の派遣

交付要綱第４条第２号に記載のとおり、長野県医学生修学資金・研修医研修資金の貸与を受けた医師または自治医科大学卒業医師であって義務年限中の者、並びに臨床研修または後期研修中の医師の派遣については、当該補助の対象外とする。

（２）　補助金額の算定について

ア　交付要綱第４条第２号により算出される額は、予算上限等による調整を行うものとする。なお、同号により算出される加算額が 20 万円に満たなかった場合は、これを全額切り捨てるものとする。

イ　同系列（グループ）病院間での医師派遣（日本赤十字社や長野県厚生農業協同組合連合会の系列病院など、開設者が行う同一の病院への医師派遣）の場合、同号により算出された金

額に１／２を乗じた金額を補助するものとする。

ウ　小規模病院等への派遣日数について、半日勤務は「0.5 日」、当直勤務は「１日」とする。

３　交付要綱第４条第３号（診療時間外の専門的診療支援）について

（１）補助の対象について

ア　医師少数区域の暫定的取扱い

交付要綱別表３における医師少数区域に北信医療圏を含めるものとする。ただし、この取扱いは第８次（前期）長野県医師確保計画の計画期間（令和６年度を初年度とし、令和８年度までの３年間）に限る。

イ　対象となる支援

交付要綱別表３に規定する小規模病院等から同表に規定する診療科に関する専門的な相談を診療時間外に受け、拠点病院の待機医師が医療機関相互の取り決めに基づき行う診療支援を対象とする。

ウ　対象医師

診療支援を行う医師は、対象診療科を専攻し、又は専門とする医師とする。

エ　補助対象外

次に掲げるものは補助の対象外とする。

（ア）待機のみで実際の診療支援を行わなかった場合

（イ）通常診療時間内に実施された相談対応

（ウ）他の補助金の対象となるもの

（２）補助金額の算定について

交付要綱第４条第３号により算出される額は、予算上限等による調整を行うものとする。